

おおい町研修交流施設の管理運営に関する規則

令和 7 年 9 月 22 日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、おおい町研修交流施設の設置及び管理に関する条例（令和 7 年おおい町条例第 19 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定に基づき、おおい町研修交流施設（以下「研修交流施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第 2 条 条例第 7 条の規定により研修交流施設を利用しようとする者は、おおい町研修交流施設利用申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出し、承認を得なければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の申請書の提出については、電子申請（電子情報処理組織（指定管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と研修交流施設を利用しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請をいう。）の方法を採用することができる。

(利用承認の取消し等)

第 3 条 指定管理者は、利用を承認した後であっても、公益上使用を必要とするに至ったときは、利用承認を取り消し、又は利用方法の変更を命ずることができる。

(報告の義務)

第 4 条 指定管理者は、研修交流施設において次の各号のいずれかに該当する

事由が生じた場合は、直ちに町長に報告しなければならない。

- (1) 火災、盗難その他非常災害があったとき。
- (2) 施設及び設備（備品を含む。）の一部又は全部が損傷し、若しくは滅失したとき。
- (3) その他町長が指示した事項
(利用料金の減免)

第5条 条例第8条第4項の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、おおい町研修交流施設利用料金減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、おおい町研修交流施設利用料金減免決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知する。

(利用料金の還付)

第6条 条例第8条第5項ただし書の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、おおい町研修交流施設利用料金還付請求書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の予約の受付)

第7条 条例第9条第1項の利用の予約は、利用を希望する日の1年前から受け付けることができる。

(キャンセル料)

第8条 条例第10条の規定によるキャンセル料を徴収する場合のキャンセル料の額は、別表に定める範囲内とする。ただし、災害その他の不可抗力により利用できない場合及び公益上使用を必要とするに至ったことにより利用の承認を取り消した場合は、キャンセル料を徴収しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、研修交流施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	算定基礎	上限割合	備考
宿泊利用 (個人)	利用日から起算して 2～6日前	利用料金の20%	利用日から起算 して7日以上前 は0円
	利用日前日	利用料金の50%	
	利用日当日	利用料金の100%	
宿泊利用 (団体)	利用日から起算して 15～29日前	利用料金の20%	利用日から起算 して30日以上 前は0円
	利用日から起算して 8～14日前	利用料金の30%	
	利用日から起算して 2～7日前	利用料金の50%	
	利用日前日	利用料金の80%	
	利用日当日	利用料金の100%	

注 この表において「団体」とは、10人以上のものをいう。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

団体名

印

連絡先

おい町研修交流施設利用申請書

おい町研修交流施設の管理運営に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、
次のとおり申請します。

利用施設	
利用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
利用人数	人
利用責任者	

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
団体名
氏 名 ⑤
連絡先

おおい町研修交流施設利用料金減免申請書

おおい町研修交流施設の管理運営に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、
次のとおり利用料金の減免を申請します。

利用施設	
利用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用目的	
減免理由	

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

おおい町研修交流施設利用料金減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利用料金の減免については、次のとおり決定したので通知します。

利用施設					
利用時間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
利用目的					
減免理由					
減免欄	規定利用料金	減免割合	減免金額	減免後の金額	
	円	%	円	円	

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
団体名
氏 名 ⑩
連絡先

おおい町研修交流施設利用料金還付請求書

おおい町研修交流施設の管理運営に関する規則第 6 条の規定により、次のとおり利用料金の還付を請求します。

利用施設	
利用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
還付理由	
請求金額	金 円